

割増賃金の算定における在宅勤務手当の取扱いが明らかに

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

厚生労働省は、いわゆる「在宅勤務手当」が実費弁償と整理され、割増賃金の基礎となる賃金への算入を要しない場合の取扱いを示しました。

●在宅勤務手当を割増賃金の基礎に算入しない場合とは？

以下の1. 及び2. に照らして、事業経営のために必要な実費を弁償するものとして支給されていると整理される場合には、当該在宅勤務手当については、**割増賃金の基礎となる賃金への算入は要しない**

1. 実費弁償の考え方

- ・労働者が実際に負担した費用のうち業務のために使用した金額を特定し、当該金額を精算するものであることが外形上明らかである必要があること
- ・就業規則等で実費弁償分の計算方法が明示される必要があり、かつ、当該計算方法は在宅勤務の実態(勤務時間等)を踏まえた合理的・客観的な計算方法である必要があること



2. 実費弁償の計算方法

実費弁償に当たり得るものとしては、事務用品等の購入費用、通信費(電話料金、インターネット接続に係る通信料)、電気料金、レンタルオフィスの利用料金などが考えられる。

上記が事業経営のために必要な実費を弁償するものとして支給されていると整理されるために必要な「在宅勤務の実態(勤務時間等)を踏まえた合理的・客観的な計算方法」としては、以下の方法などが考えられる。

- (1) 国税庁「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ(源泉所得税関係)」で示されている計算方法
- (2) (1)の一部を簡略化した計算方法
- (3) 実費の一部を補足するものとして支給する額の単価をあらかじめ定める方法



既に割増賃金の基礎に算入している在宅勤務手当(実費弁償に該当するもの)を上記に照らして割増賃金の基礎に算入しないこととする場合、労働者に支払われる割増賃金額が減少することとなり、労働条件の不利益変更に当たると考えられるため、法令等で定められた手続等を遵守し、労使間で事前に十分な話し合い等を行うことが必要であることに留意しましょう。

有期労働契約の雇止め、認められない場合とは？

契約社員の契約を更新しないことにしました。
「雇止め」できない場合がありますと聞きましたが、どのような時にできないのでしょうか。



①

次の①、②のいずれかに該当する有期労働契約の「雇止め」については、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないとき」は、雇止めができません。

- ① 過去に反復更新された有期労働契約で、その雇止めが無期労働契約の解雇と社会通念上同視できると認められるもの
- ② 有期労働契約の契約期間の満了時に、労働者が契約更新されるものと期待することに合理的な理由があると認められるもの



②

左記の要件に該当しなければ、雇止めできないということですね。
雇止めの予告は必要ですか。



③

有期労働契約を更新しない場合には、あらかじめ契約を更新しない旨が明示されている場合を除き、少なくとも契約期間が満了する日の**30日前**までに、その予告をしなければなりません。

【雇止めの予告の対象となる有期労働契約】

- ① 3回以上更新されている場合
- ② 1年以下の有期労働契約が更新または反復更新され、最初に有期労働契約を締結してから継続して通算1年を超える場合
- ③ 1年を超える契約期間の労働契約を締結している場合



④

有期契約の雇止めは、場合によっては事業主都合による離職扱いになり、一部助成金の制限を受けると聞きました。
どのような場合に当てはまるのでしょうか。



⑤

有期労働契約更新による雇用が3年以上、かつ契約期間満了で退職し、以下①、②の両方に該当すると、事業主都合による離職扱いとなります。

- ① 直前の契約更新時に雇止め通知・終期の明示なし
- ② 契約満了時に労働者が契約更新を希望していた、または労働者から契約更新の希望に関する申出はなかった(更新の希望について確認していない場合を含む)



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。

また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)

〒561-0872

大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル4階

発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健

執筆担当者: 岩城 恵美

TEL: 06-6868-1193

FAX: 06-6862-4662

Mail: kcr@nkgr.co.jp



←Q&A事例集はこちら

作成日: 2024.04.21

